

令和7年度 保育施設等設置・運営事業者募集の実施について
(入所枠：30人以上)

令和8年4月1日及び令和9年4月1日までに開設する保育施設等を設置・運営する法人等について、令和7年4月11日から令和7年5月27日まで募集を行い、学識経験者等からなる保育事業認可前審査部会で審査した結果及び意見を参考に保育施設等の設置・運営予定者を次のとおり決定します。

記

募集地域		設置運営 予定者	施設名	設置予定場 所	施設種 別・事 業類型	整備方 法	応募定 員	開設予定 時期
行政 区	募集 番号							
北区	1-①	株式会社 FOSTER	(仮称)そらいろ保育園 大淀中	大淀中5丁 目	保育所 創設	補助	81	令和9年 4月1日
北区	1-②	応募事業者なし						
福島 区	3	応募事業者なし						
中央 区	5	応募事業者なし						

※ 保育所創設の設置予定場所については、丁目までの表記となっています。

○ 応募のあった事業者について、申請書類の内容について慎重に審議するとともに、応募事業者への面接を行い、総合的に審査しました。

なお、審査にあたっては、事業者の概要や事業計画、整備計画といった項目に基づき評価しました。

(参考) 選定会議での意見

北区 1-① 地域における保育施設等（認可保育所）設置・運営予定者について

株式会社 FOSTER に対する意見

- ・ 保育の全体計画はよくできている。
- ・ 保育の充実を図るため、経営の財政的安定を図って頂きたい。
- ・ 保育士の働き方や、処遇面の向上を検討して頂きたい。
- ・ 園長先生の経験を活かして、保育の全体計画と年間指導計画に整合性がとれているよう、見直しに努めて頂きたい。
- ・ 建物の形状が特殊なため、安全安心の確保の観点から動線の確保に努めて頂きたい。